

教育職員免許状取得のために必要な科目

1 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 工業

(イ) 住環境デザイン学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めること が必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修 年次
					前期	後期	
教科に関する 専門的 事項	工業の関係科目	1	住環境デザイン概論	②	2		1
			デザイン方法論	2		2	2
			福祉住環境学	2	2		2
			居住安全計画	2	2		2
			住環境工学 A	②		2	1
			住環境工学 B	2	2		2
			住環境設備	2		2	2
			環境設備計画 A	2	2		3
			環境設備計画 B	2		2	3
			住環境材料学	②		2	2
			構造力学 I	2	2		2
			構造力学 II	2		2	2
			建築一般構造学	②	2		1
			住宅生産学	②		2	3
			住生活学	②		2	1
			建築計画学	2		2	2
			近代デザイン史	2	2		2
			日本建築史	2		2	3
			西洋建築史	2		2	2
			インテリアデザイン論	2		2	2
			基礎設計演習	②		4	1
設計演習 I	②	4		2			
設計演習 II	②		4	2			
設計演習 III	3	6		3			
職業指導	1	職業指導	④	2	2	1~4	

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
					前期	後期	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4	工業科教育法Ⅰ	②	2		3
			工業科教育法Ⅱ	②		2	3
合計		24		34以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

- 2 工業の関係科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(ロ) 建築学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
					前期	後期	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	1	建築計画基礎	②		2	1
			都市地域デザイン	②	2		3
			西洋建築史	②	2		2
			建築計画各論	②	2		2
			福祉すまい環境	②		2	2
			建築環境工学Ⅰ	②		2	1
			建築環境工学Ⅱ	②	2		2
			日本建築史	2	2		2
			近代建築史	2	2		3
			建築環境工学Ⅲ	2		2	2
			現代作品論	2		2	4
			構造力学Ⅰ	③		4	1
			構造力学Ⅱ	③	4		2
			建築材料	②	2		2
			鉄筋コンクリート構造	2		2	2
			鋼構造	②		2	2
			建築基礎演習A	②	4		1
			建築基礎演習B	②		4	1
			建築設計製図A	②	4		2
	建築設計製図B	②		4	2		
職業指導	1		職業指導	④	2	2	1~4
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4		工業科教育法Ⅰ	②	2		3
			工業科教育法Ⅱ	②		2	3
合計		24		34以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 工業の関係科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(ハ) 機械工学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
					前期	後期	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	1	機械力学Ⅰ	2	2		2
			機械力学Ⅱ	2		2	2
			制御工学Ⅰ	2	2		3
			制御工学Ⅱ	2		2	3
			流体工学Ⅰ	2	2		2
			流体工学Ⅱ	2		2	2
			流体力学	2	2		3
			材料力学Ⅰ	2	2		2
			材料力学Ⅱ	2		2	2
			熱力学Ⅰ	2	2		2
			熱力学Ⅱ	2		2	2
			機械製作法	2		2	1
			生産加工学	2	2		3
			生産工学	2	2		3
			機械材料学Ⅰ	2	2		1
			機械材料学Ⅱ	2		2	1
			ロボット工学	2		2	3
			基礎機械工作実習	②		4	1
			応用機械工作実習	2	4		2
			機械工学実験	2	4		3
	機械製図Ⅰ	②		4	1		
機械製図Ⅱ	2	4		2			
基礎機械設計	2		4	2			
応用機械設計	2	4		3			
職業指導	1		職業指導	④	2	2	1～4
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4	工業科教育法Ⅰ	②	2		3
			工業科教育法Ⅱ	②		2	3
合計		24		34以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 工業の関係科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(二) 電気電子工学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
					前期	後期	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	1	電磁気学Ⅰ	②		2	1
			電磁気学Ⅱ	2	2		2
			電磁界理論	2		2	2
			電気回路Ⅰ	②	2		1
			電気回路Ⅱ	2		2	1
			電子回路基礎	2		2	2
			電気電子計測	2	2		3
			電気エネルギー工学	2		2	2
			電力伝送	2		2	3
			電力工学	2	2		3
			電気機器Ⅰ	2	2		2
			電気機器Ⅱ	2		2	2
			電気設備工学	2	2		3
			電子材料	2		2	1
			電子デバイス工学	2	2		3
			制御システム	2		2	3
			電子回路	2	2		3
			論理回路基礎	2	2		2
			論理回路	2		2	2
			IoT プロセッシング	2		2	3
			情報理論	2		2	3
			通信システム	2	2		3
			通信工学Ⅰ	2	2		2
			通信工学Ⅱ	2		2	2
			通信ネットワーク	2	2		3
			光エレクトロニクス	2	2		3
IoT デバイス	2	2		3			

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めること が必要な事項	最低修得 単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修 年次
					前期	後期	
教科に関する 専門的 事項	工業の関係科目	1	電気情報基礎実験	②		4	1
			電気系実験Ⅰ	②	4		2
			情報系実験Ⅰ	2	4		2
			電気情報創成演習	②		4	2
			電気系実験Ⅱ	3	6		3
			情報系実験Ⅱ	3	6		3
	職業指導	1	職業指導	④	2	2	1～4
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		4	工業科教育法Ⅰ	②	2		3
			工業科教育法Ⅱ	②		2	3
合計		24		34以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

- 2 工業の関係科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(ホ) 都市環境工学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等				
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	授業科目	単位数	週時間数		履修年次
					前期	後期	
教科に関する専門的事項	工業の関係科目	1	構造力学基礎・演習	③		4	1
			構造力学Ⅰ	2	2		2
			構造力学Ⅱ	2		2	2
			地盤力学Ⅰ・演習	③	4		2
			地盤力学Ⅱ	2		2	2
			建設構造材料学	2		2	2
			水理学Ⅰ・演習	③		4	2
			水理学Ⅱ	2	2		3
			環境衛生工学Ⅰ	2		2	2
			環境衛生工学Ⅱ	2	2		3
			計画システム	2	2		3
			都市計画学	2		2	3
			環境地盤工学	2	2		3
			鋼構造学	2	2		3
			コンクリート構造学	2	2		3
			建設施工学	2		2	3
			交通・道路工学	2		2	3
			流域・沿岸域工学	2	2		3
			防災・耐震工学	2		2	3
			技術者倫理	2		2	3
			測量学実習Ⅰ	①		3	1
測量学実習Ⅱ	①	3		2			
構造力学Ⅰ演習	1	2		2			
コンクリート構造学演習	1	2		3			
計画システム演習	1	2		3			
職業指導	1	職業指導	④	2	2	1～4	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	工業科教育法Ⅰ	②	2		3	
		工業科教育法Ⅱ	②		2	3	
合計	24		34以上				

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

- 2 工業の関係科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(2) 数学

(イ) 住環境デザイン学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
		中学	高校		中学	高校	前期	後期	
教科に関する専門的事項	代数学	1	1	線形代数Ⅰ	②		2		1
				線形代数Ⅱ	2			2	1
				代数学	2	2			2
	幾何学	1	1	幾何学Ⅰ	②		2		2
				幾何学Ⅱ	2			2	2
				図学	2			2	1
				図形科学	2			2	1
	解析学	1	1	基礎数学演習	2		4		1
				微積分Ⅰ	④		4		1
				微積分Ⅱ	4			4	1
				工業数学Ⅰ	2		2		2
				工業数学Ⅱ	2			2	2
				解析学	2			2	2
	確率論、統計学	1	1	統計学	②			2	2
	コンピュータ	1	1	情報リテラシーⅠ	①		(2)	(2)	1
				統計情報処理	①			2	1
				空間表現演習A	2		4		2
				空間表現演習B	2			4	2
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8	4	数学科教育法Ⅰ	②	②		2	2
				数学科教育法Ⅱ	②	②	2		3
数学科教育法Ⅲ				②	2	2		3	
数学科教育法Ⅳ				②	2		2	3	
合計	28	24		30以上	34以上				

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(ロ) 建築学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
		中学	高校		中学	高校	前期	後期	
教科に関する専門的事項	代数学	1	1	線形代数Ⅰ	②		2		1
				線形代数Ⅱ	2			2	1
				代数学	2	2		2	
	幾何学	1	1	幾何学Ⅰ	②		2		2
				幾何学Ⅱ	2			2	2
				図学	2			2	1
	解析学	1	1	基礎数学演習	2		4		1
				微積分Ⅰ	④		4		1
				微積分Ⅱ	4			4	1
				工業数学Ⅰ	2	2		2	
				工業数学Ⅱ	2			2	2
	解析学	2			2	2			
	確率論、統計学	1	1	統計学	②			2	2
	コンピュータ	1	1	情報リテラシーⅠ	①		(2)	(2)	1
				情報メディアデザイン	②			2	1
				建築情報処理基礎	2	2		2	
				建築情報処理応用	2			2	2
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8	4	数学科教育法Ⅰ	②	②		2	2
数学科教育法Ⅱ				②	②	2		3	
数学科教育法Ⅲ				②	2	2		3	
数学科教育法Ⅳ				②	2		2	3	
合計		28	24		30以上	34以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(ハ) 機械工学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
		中学	高校		中学	高校	前期	後期	
教科に関する専門的事項	代数学	1	1	線形代数Ⅰ	②		2		1
				線形代数Ⅱ	2			2	1
				代数学	2	2			2
	幾何学	1	1	幾何学Ⅰ	②		2		2
				幾何学Ⅱ	2			2	2
				図学	2			2	1
	解析学	1	1	基礎数学演習	2		4		1
				微積分Ⅰ	④		4		1
				微積分Ⅱ	4			4	1
				工業数学Ⅰ	2	2			2
				工業数学Ⅱ	2			2	2
				解析学	2			2	2
				応用数学Ⅰ	2	2			3
	応用数学Ⅱ	2			2	3			
	確率論、統計学	1	1	統計学	②			2	2
	コンピュータ	1	1	情報リテラシーⅠ	①		(2)	(2)	1
				統計情報処理	①			2	1
				プログラミングベーシック	1	2			2
				プログラミングアドバンス	1			2	2
				デジタルエンジニアリング	2			2	3
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8	4	数学科教育法Ⅰ	②	②		2	2	
			数学科教育法Ⅱ	②	②	2		3	
			数学科教育法Ⅲ	②	2	2		3	
			数学科教育法Ⅳ	②	2		2	3	
合計	28	24		30以上	34以上				

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(二) 電気電子工学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
		中学	高校		中学	高校	前期	後期	
教科に関する専門的事項	代数学	1	1	線形代数Ⅰ	②		2		1
				線形代数Ⅱ	2			2	1
				代数学	2	2			2
	幾何学	1	1	幾何学Ⅰ	②		2		2
				幾何学Ⅱ	2			2	2
				図学	2			2	1
	解析学	1	1	基礎数学演習	2		4		1
				微積分Ⅰ	④		4		1
				微積分Ⅱ	4			4	1
				解析学	2			2	2
				電気数学Ⅰ	2			2	1
				電気数学Ⅱ	2	2			2
	確率論、統計学	1	1	統計学	②			2	2
				確率統計	②			2	2
	コンピュータ	1	1	情報リテラシーⅠ	①		(2)	(2)	1
				統計情報処理	1			2	1
				Cプログラミング	①		2		1
				コンピュータシステムⅠ	2			2	1
				コンピュータ解析	2	2			2
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8	4	数学科教育法Ⅰ	②	②		2	2
数学科教育法Ⅱ				②	②	2		3	
数学科教育法Ⅲ				②	2	2		3	
数学科教育法Ⅳ				②	2		2	3	
合計	28	24		30以上	34以上				

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、□で囲んだ授業科目は選択必修科目、その他は選択科目とする。

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 「統計学」、「確率統計」のうちいずれか1科目を修得すること。

4 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(ホ) 都市環境工学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
		中学	高校		中学	高校	前期	後期	
教科に関する専門的事項	代数学	1	1	線形代数Ⅰ	②		2		1
				線形代数Ⅱ	2			2	1
				代数学	2		2		2
	幾何学	1	1	幾何学Ⅰ	②		2		2
				幾何学Ⅱ	2			2	2
				測量学Ⅰ	2			2	1
				測量学Ⅱ	2		2		2
				図学	2			2	1
				図形科学	2			2	1
	解析学	1	1	基礎数学演習	2		4		1
				微積分Ⅰ	④		4		1
				微積分Ⅱ	4			4	1
				工業数学Ⅰ	2		2		2
				工業数学Ⅱ	2			2	2
				解析学	2			2	2
	確率論・統計学	1	1	統計学	②			2	2
	コンピュータ	1	1	情報リテラシーⅠ	①		(2)	(2)	1
				統計情報処理	①			2	1
				CAD 実習	1			2	2
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8	4	数学科教育法Ⅰ	②	②		2	2
数学科教育法Ⅱ				②	②	2		3	
数学科教育法Ⅲ				②	2	2		3	
数学科教育法Ⅳ				②	2		2	3	
合計	28	24		30 以上	34 以上				

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

(3) 理科

(イ) 生命科学科

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数				左記科目に対する本大学での科目等					
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
		中学	高校		中学	高校	前期	後期	
物理学		1	1	物理科学	②		2		1
化学		1	1	生物有機化学	②			2	1
				生物無機化学	②		2		1
				食品分析学	2		2		2
				環境分析化学	2		2		3
生物学		1	1	生物学概論	②		2		1
				実験動物学	2			2	3
				動物生理学	②		2		2
				人体と病態	2		2		2
				生化学Ⅲ	②			2	2
				発生生物学	2			2	2
				食品生化学	2		2		2
				微生物学	②		2		2
				免疫学	②			2	2
				遺伝子工学	②		2		3
				薬理学	②		2		3
細胞機能学	2			2	3				
地学		1	1	地学	②		2		2~4
物理学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	物理学実験	①		4		1	
			生体物質機能解析実習	①		2		3	
化学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	分析化学実習	①		2		2	
生物学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	生物学基礎実習	①			2	1	
			分子生物学実習	①			2	2	
			薬理学実習	1			2	3	
地学実験 (コンピュータ活用を含む。)	1	1	地学実験	②			2	2~4	
各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	8	4	理科教育法Ⅰ	②	②		2	2	
			理科教育法Ⅱ	②	②	2		3	
			理科教育法Ⅲ	②	2		2	3	
			理科教育法Ⅳ	②	2		2	3	
合計		28	24		30以上	34以上			

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 教科及び教科の指導法に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

2 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数		左記科目に対する本大学での科目等									
科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次		
		中学	高校		中学	高校	前期	後期			
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原理	②	②	(2)	(2)	2		
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			教師論	②	②	2		1		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			教育経営論	②	②	(2)	(2)	3		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			教育社会学	②	②	(2)	(2)	3		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			教育心理学	②	②	(2)	(2)	1		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			特別支援教育論	②	②	(2)	(2)	3		
				教育課程論	②	②	(2)	(2)	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育論	②		(2)	(2)	3		
	総合的な学習の時間の指導法			特別活動・総合的な学習の時間の理論と指導法	②	②	(2)	(2)	1		
	特別活動の指導法			教育方法論	②	②	(2)	(2)	2		
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			生徒指導論(進路指導を含む)	②	②	(2)	(2)	2		
	生徒指導の理論及び方法			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	②	②	(2)	(2)	3		
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			生徒指導論(進路指導を含む)【再掲】							
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法										
教育実践に関する科目	教育実習	5	3	教育実習Ⅰ	①	①	(2)	(2)	3		
				教育実習Ⅱ	2	②	—	—	4		
				教育実習Ⅲ	④	④	—	—	4		
	学校体験活動	該当科目なし									
教職実践演習	2	2	教職実践演習(中・高)	②	②		2	4			
合計		27	23		29以上	25以上					

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、□で囲んだ授業科目は選択必修科目、その他は選択科目とする。

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

- 3 「教育社会学」、「教育経営論」のうちいずれか1科目を修得すること。
- 4 「教育実習Ⅰ」は、学内における指導とする。
- 5 「教育実習Ⅱ」は、2週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 6 「教育実習Ⅲ」は、3週間以上の学外実習および学内における事前事後指導含む。
- 7 中学校教諭一種免許状取得には「教育実習Ⅱ」、「教育実習Ⅲ」から4単位以上、高等学校教諭一種免許状取得には2単位以上修得すること。
- 8 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目および教育実践に関する科目において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に充当する。

3 大学が独自に設定する科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等					
科目区分	最低修得単位数		授業科目	単位数		週時間数		履修年次
	中学	高校		中学	高校	前期	後期	
大学が独自に設定する科目	4	12	地域連携教育活動Ⅰ	2	2	(2)	(2)	2
			地域連携教育活動Ⅱ	2	2	(2)	(2)	2
			道徳教育論		2	(2)	(2)	3
			「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」および「教育実践に関する科目」において、教育職員免許法施行規則に定める最低修得単位数を超えて修得した単位数を充当する。					
合計	4	12		4以上	12以上			

注1 「道徳教育論」は、高等学校教諭一種免許状取得にあたっては、大学が独自に設定する科目の修得単位数に充当することができるが、中学校教諭一種免許状取得にあたっては、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の修得単位数とするため、大学が独自に設定する科目の修得単位数に充当することはできない。

- 2 「地域連携教育活動Ⅰ」および「地域連携教育活動Ⅱ」は選択科目とする。
- 3 「道徳教育論」は、高等学校教諭一種免許状取得にあたっては選択科目とする。

4 その他教育職員免許法施行規則で定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目および単位数			左記科目に対する本大学での科目等						
科 目	単 位 数		学 科	授業科目	単位数		週 時 間 数		履 修 年 次
	中 学	高 校			中 学	高 校	前 期	後 期	
日本国憲法	2	2	全学科共通	日本国憲法	②		2	1~3	
体 育	2	2		スポーツ科学実習Ⅰ	①	2		1	
				スポーツ科学実習Ⅱ	①		2	1	
外国語コミュニケーション	2	2		基礎英語Ⅰa	1	2		1	
				基礎英語Ⅰb	1	2		1	
				基礎英語Ⅱa	1		2	1	
				基礎英語Ⅱb	1		2	1	
				実践英語Ⅰa	1	2		2	
				実践英語Ⅰb	1	2		2	
				実践英語Ⅱa	1		2	2	
				実践英語Ⅱb	1	2		3	
				英語基礎会話Ⅰ	1	2		3	
				英語基礎会話Ⅱ	1		2	3	
情報機器の操作	2	2	生命科学科	情報リテラシーⅠ	①	(2)	(2)	1	
				生命科学・統計情報処理	②		2	1	
			住環境デザイン学科	情報リテラシーⅠ	①	(2)	(2)	1	
				統計情報処理	①		2	1	
			建築学科	情報リテラシーⅠ	①	(2)	(2)	1	
				情報メディアデザイン	②		2	1	
			機械工学科	情報リテラシーⅠ	①	(2)	(2)	1	
				統計情報処理	①		2	1	
			電気電子工学科	情報リテラシーⅠ	①	(2)	(2)	1	
				統計情報処理	①		2	1	
			都市環境工学科	情報リテラシーⅠ	①	(2)	(2)	1	
				統計情報処理	①		2	1	

注1 単位数を○で囲んだ授業科目は必修科目、その他は選択科目とする。

2 週時間数を()で囲んだ授業科目は、前期または後期のいずれかで開講する。

3 外国語コミュニケーション科目については、当該区分の科目の中から2単位を修得すること。